

(別記1)

交流人口基盤整備事業
(ふくしま浜通りサイクルルート利用状況等調査事業)
業務委託仕様書

1 委託業務の名称

交流人口基盤整備事業 (ふくしま浜通りサイクルルート利用状況等調査事業)

2 事業目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。)において、被災事業者の帰還・再開、創業を促進させるとともに、地元商店街等の小売店、飲食店及びサービス業を営む事業者等の振興を図っていくためには、12市町村外からの来訪者の呼び込みと域内での消費拡大を通じた新たな需要の創出が重要となる。

そのため、本事業では、「ふくしま浜通りサイクルルート」(以下「浜サイ」という。)が、ナショナルサイクルルートへ指定されることを見据えて、同ルートを活用した来訪者の呼び込みのため、GPSの位置情報データを活用して民間事業者等の事業促進に資するデータ収集及び分析を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

4 委託契約上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税の額含む)

5 委託業務の内容

個人のスマートフォンのGPSの位置情報データをもとに、以下条件で本ルートの対象区間を対象速度で走行している人数の推計値を算出する。

(1) 対象区間

ア 本ルート全体 [1区間]

イ 本ルート上の相馬・双葉・いわき・阿武隈各エリアで合計 [複数区間]

※対象区間は発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(2) 対象速度

10km/h～30km/h

(3) 調査対象期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間

(4) 計測単位

1ヶ月単位で、平日及び休日（祝・土日）を区別して算出すること。

(5) 属性

性別、年代、居住地（47都道府県）、ペルソナデータ（カテゴリ35以上）、自転車通行速度「高・低」の構成比率のデータを取得すること。

(6) 比較地

しなまみ海道サイクリングロード、つくば霞ヶ浦りんりんロード等との比較データを取得すること。

(7) 動態調査

各サイクルルートの自転車通行者の利用前後の宿泊先住所（大字）、来訪観光地、福島県への来訪移動手段、福島県内の宿泊日数等のデータを取得すること。

(8) 人流可視化

指定エリア内の人流、滞在状況及び流入・流出状況の自転車通行者の動画データを取得すること。

また、混雑状況のランキングデータで取得すること。

(9) 訪日外国人

国籍別、宿泊・日帰り別等の属性データを月次単位（平休日別）で取得すること。

※ 対象期間や地点は発注者と受注者が協議して決定すること。

6 成果品

(1) 前項に示す区間において1ヶ月単位で平日及び休日（祝・土日）の利用者数及び属性等をまとめた成果物データを下記に示す期日までに納品すること。

ア 令和8年11月27日（令和8年10月分まで）

イ 令和9年3月26日（全データ）

(2) その他、別途担当者が指示するものについては、発注者と受注者が合意した期日までとする。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（様式第1）

- ・ 統括責任者通知書（様式第2）
 - ・ 実施工程表（様式任意）
 - ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ・ 委託業務完了届（様式第3）
 - ・ 成果品
 - ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。